

重要事項説明書

(介護予防)短期入所生活介護

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 原田ヒカリ会
事業者の所在地	広島県尾道市原田町梶山田3609番地
代表者名	理事長 比本 学志
電話番号	(0848)38-0345
ファクシミリ番号	(0848)38-0661

2 事業所

名称	併設事業所型	ショートステイひかり苑
	空床事業所型	特別養護老人ホームひかり苑
事業者の所在地	広島県尾道市原田町梶山田3609番地	
事業所長(管理者)名	比本 学志	
電話番号	(0848)38-0345	
ファクシミリ番号	(0848)38-0661	

3 基本理念・基本方針

「基本理念」

利用者個人の尊厳を基礎とし、自立支援に向けて良質なサービスを提供し、地域社会へ貢献するとともに信頼される法人を目指すことを基本理念とする。

「基本方針」

- 1 個人の尊厳・プライバシーを十分尊重し、自立支援に努めます。
- 2 良質なサービスを提供し、生活の質の向上に努めます。
- 3 清潔の保持、安全・安心の確保に努めます。
- 4 職員は、年次事業計画に基づきサービス向上のため自己研鑽に努めます。
- 5 地域社会との連携を深め、協力関係等積極的な事業展開を図り、貢献に努めます。

4 運営方針

当事業所は、地域の高齢者ケアの中核としてケアを必要とする入所者の独立、自立を尊重し、その生活のノーマライゼーションを目指すものであり、ケアの基本原則(プライバシー保護、自己決定、個別性の尊重、生活の継続性)に基づき、利用者が各々の潜在的可能性を発揮し、自己実現できるよう援助する。

5 施設の概要

(1)敷地及び建物

施設	3,721㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建
	延べ床面積	1,969.09㎡
	利用定員	50名

(2)居室

居室の種類	室数	面積(壁芯)	1人あたりの面積(内法)
1人部屋	1室	12.8㎡	11.3㎡
2人部屋 ー1	1室	29.97㎡	13.82㎡
2人部屋 ー2	6室	17.70㎡	8.2㎡
4人部屋 ー1	10室	35.40㎡	8.27㎡
4人部屋 ー2	1室	39.15㎡	9.24㎡

(3)主な設備

設備の種類	室数	面積(壁芯)	1人あたりの面積
食堂	1室	112.5㎡	(108.34)2.16㎡
機能訓練室	1室	80.5㎡	(76.53)1.53㎡
一般浴室	1室	66.375㎡	—
医務室	1室	18.0㎡	—

6 職員体制

2025(令和7)年4月1日 現在

従業者の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長(管理者)	1		1			社会福祉主事1名
事務員	2	2				
生活相談員	1	1				社会福祉主事1名
介護支援専門員	1	1				介護支援専門員1名
介護職員	25	22		3		介護福祉士16名
看護職員	4	1	3			正看護師3名、准看護師1名
機能訓練指導員	3		3			
栄養士	1	1				管理栄養士1名
調理員	2			2		
医師	2				2	
宿直員	3			3		

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制		休暇
施設長(管理者)	日 勤	8:30 ~ 17:30	4週 8休
事務員	日 勤	8:30 ~ 17:30	
生活相談員	日 勤	8:30 ~ 17:30	
介護支援専門員	日 勤	8:30 ~ 17:30	
介護職員	早 出	7:00 ~ 16:00	
	1 勤	7:30 ~ 16:30	
	2 勤	9:45 ~ 18:45	
	3 勤	10:15 ~ 19:15	
	F 勤	10:15 ~ 19:15	
	夜 勤	18:00 ~ 10:00	
	その他	その他	
看護職員	早 出	8:00 ~ 17:00	4週 8休
	中 出	9:00 ~ 18:00	
	遅 出	9:30 ~ 18:30	
	※夜間は交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます 看護職員の勤務時間に準じる。		
機能訓練指導員			4週 8休
管理栄養士	日 勤	8:00 ~ 17:00	
調理員	A 勤	8:00 ~ 10:00	
	A 勤	8:00 ~ 11:00	
	特 勤	8:00 ~ 13:00	
	P 勤	12:00 ~ 15:00	
医師	2週に1回(火曜日)10:00 ~ 11:00又は14:00 ~ 15:00		
宿直員	17:30 ~ 8:30		

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約	ご利用の予約は、常時受け付けております。

9 利用定員

ショートステイ	9名
---------	----

10 秘密保持

事業者は、業務上知り得た入所者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、入所者の同意を得た場合や、入所者の生命及び身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

11 事故発生時の対応

- ① サービス提供中に事故が発生した場合は、保険者、利用者家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- ③ 当事業者が賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償します。
- ④ 事故の原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

12 苦情処理の体制

- ① サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を施設における「苦情を処理するために講ずる措置の概要」について明らかにした文書を施設に掲示します。
- ③ 苦情を受け付けた場合には苦情の内容を記録します。

(苦情申立先)

当事業所窓口	生活相談員:岡 淳成、施設介護支援専門員(生活相談員):濱中 伸一郎		
ご利用時間	午前 8時30分～午後 17時30分		
ご利用方法	電話番号	(0848) 38-0345	
	面接、ご意見箱(玄関に設置)		
尾道市役所 高齢者福祉課 介護保険係	電話番号	(0848) 38-9440	
	FAX番号	(0848) 37-7260	
	対応時間	8時30分～17時15分 (月曜日～金曜日 ※祝祭日を除く)	
広島県 国民健康保険 団体連合会	電話番号	(082) 554-0783	
	FAX番号	(082) 511-9126	
	対応時間	8時30分～17時15分 (月曜日～金曜日 ※祝祭日を除く)	

(苦情処理の体制)

- ① 苦情受付担当者 生活相談員:岡 淳成、施設介護支援専門員(生活相談員):濱中 伸一郎
- ② 苦情解決責任者 施設長(管理者) 比本 学志
- ③ 第三者委員 評議員 清水 俊彦 (0848) 38-0718
監事 向井 信之 (0848) 38-0835

(苦情処理の手順)

利用者から直接、サービス事業所へ苦情が寄せられた場合

- ① 生活相談員は苦情内容の確認及び調査を行う。
- ② 生活相談員は必要に応じて従事者に指導及び助言を行う。
- ③ 従事者は生活相談員に事情説明と処理方法の提示を行う。
- ④ 生活相談員は入所者に処理方法の通知を行う。
- ⑤ 従事者は利用者に対し、適切な処理(対応)を行う。
- ⑥ 生活相談員は経過記録を作成し、保存する。
- ⑦ 苦情解決責任者は円滑な処理がはかられるよう、適切な管理監督を行う。

13 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
排泄の介助	・利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
入浴の介助	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いた入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・個人としても尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回行います。
機能訓練	・機能訓練指導員及び介護職員により利用者の方の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を行います。(当施設の保有するリハビリ器具) 平行棒、肋木、輪転機、マイクロウェーブ等

健康管理	主治医(かかりつけ医)からの指示のもと、健康管理に努めます。なお、緊急時には、主治医(かかりつけ医)あるいは、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来るだけ配慮します。
相談及び援助	・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口)生活相談員:岡 淳成、施設介護支援専門員:濱中 伸一郎
送迎	・送迎加算が算定されている場合には、送迎いたします。お迎えは8時30分に施設を出発し、お送りは16時に施設を出発いたします。送迎時間についてご希望がある場合は可能な限り、調整いたします。なお、ご家族送迎の場合はご家族の方のご都合にお任せいたしますが、事前にお時間をお知らせください。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容
通院等に伴う送迎	・ショートステイ利用者の方の通院等につきましては、原則、ご家族の方にてお願い致します。なお、ご家族の方における送迎が困難な場合には施設が手配する介護タクシー(介護保険外サービス)をご利用頂きます。 ・別途、介護タクシーにかかる費用の実費をご負担して頂きます。
食事の提供	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・朝食、昼食、夕食において、それぞれ摂取回数に応じてご負担して頂きます。 ・経管栄養の方は、栄養剤をご持参して頂きます。 (食事時間) 朝食 7:30 ~ 8:30 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00
居住空間の提供	・部屋代及び光熱費として、利用日数に応じてご負担して頂きます。
クラブ活動・レクリエーション	・当施設では、クラブ活動やレクリエーション、各種行事を企画します。

(3) 利用料(自己負担額)

* 要介護度に応じた施設サービス費の1割・2割・3割・のいずれか(所得により保険者が定めます)。

- ① 介護保険報酬改定により、給付費等に変更があった場合には、変更された給付額に合わせて利用料負担額を変更させて頂きます。
- ② 利用者が施設サービス費として市町から支給される額の限度において、利用者によって市町から支払いを受けます。(法定代理受領)
- ③ 食費については、1日当たり1,800円(朝食390円)(昼食765円)(夕食645円)となります。ただし、負担限度認定を受けている場合には認定証に記載している負担額を限度とします。なお、経管栄養の方については栄養剤をご持参頂きます。食事代のご負担はありません。
- ④ 居住費は1日当たり1,055円となります。ただし、負担限度認定を受けている場合には認定証に記載している負担額となります。
- ⑤ 社会福祉法人等利用者負担軽減制度に該当され、認定証をお持ちの方は、負担段階に応じた項目が軽減されます。
- ⑥ 利用料の支払いは、収納代行業者を通じて、ご指定口座からの自動引き落としとさせて頂きます。口座からの引き落としは、利用月の翌月27日とし、27日が土曜日または日曜日の場合は月曜日とします。月曜日が祝祭日の場合は、火曜日とします。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「高齢者総合ケアセンターひかり苑消防計画」にのっとり、対応を行ないます。
近隣との協力関係	・尾道消防団(原田分団)の協力を得て、非常時の相互対応を行います。

